

福祉部 平成25年2月定例議会予定議案の概要

1. 事件議決案（2件）

件 名	概 要	所 管 課
堺市に係る児童自立支援施設に関する事務の受託についての規約を変更する件	堺市から府が受託する児童自立支援施設に関する事務の受託期間を1年間延長するため、規約を変更することについて、地方自治法第252条の2第3項の規定により議決を求める。 【変更内容】 平成25年3月31日 → 平成26年3月31日	子ども室 家庭支援課
指定管理者の指定の件	福祉部所管の公の施設に係る指定管理者について、地方自治法第244条の2第3項の規定により指定する旨議決を求める。 【公の施設の名称】 大阪府立あゆみ寮、よしみ寮、のぞみ寮 【指定期間】 平成25年4月1日 から 平成26年3月31日 まで 【指定する団体】 社会福祉法人四天王寺福祉事業団	子ども室 家庭支援課

2. 条例案（16件）

①新規制定（1件）

件 名	概 要	所 管 課
地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	障害者自立支援法の改正（平成25年4月1日施行）に伴い、非常勤職員の災害補償に関する条例他17の条例について、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（いわゆる障害者総合支援法）に改めるなど、所要の改正を行う。 【施行予定期日】平成25年4月1日	障がい福祉室 障がい福祉企画課 地域生活支援課 生活基盤推進課

②一部改正（15件）

件名	概要	所管課
大阪府指定障害児通所支援事業者の指定並びに指定障害児通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	<p>1 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（以下、「基準省令」という。）の改正（平成24年10月1日施行）に伴い、定員遵守の例外事例として、虐待を受けた障がい児の保護を追加するため、所要の改正を行う。</p> <p>2 基準省令に倣い、条例名称の改正を行う。 （修正後） 大阪府指定障害児通所支援事業者の指定並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 【施行予定期日】平成25年4月1日</p>	障がい福祉室 地域生活支援課
大阪府指定障害児入所施設の指定並びに指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	<p>児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準の改正（平成24年10月1日施行）に伴い、定員遵守の例外事例として、虐待を受けた障がい児の保護を追加するため、所要の改正を行う。 【施行予定期日】平成25年4月1日</p>	障がい福祉室 地域生活支援課
大阪府地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	<p>障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準の改正（平成24年10月1日施行）に伴い、定員遵守の例外事例として、虐待を受けた障がい者及び障がい児の保護を追加するため、所要の改正を行う。 【施行予定期日】平成25年4月1日</p>	障がい福祉室 地域生活支援課
大阪府指定障害福祉サービス事業者の指定並びに指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	<p>障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の人員、設備及び運営に関する基準の改正（平成24年10月1日施行）に伴い、定員遵守の例外事例として、虐待を受けた障がい児の保護を追加するなど、所要の改正を行う。 【施行予定期日】平成25年4月1日</p>	障がい福祉室 生活基盤推進課
大阪府附属機関条例の一部を改正する条例	<p>子ども・子育て支援法（平成24年8月22日公布）に基づき、「大阪府子ども施策審議会」の「担任する事務」欄に必要な事務を追加するため、所要の改正を行う。 【施行予定期日】平成25年4月1日</p>	子ども室 子育て支援課

大阪府立稲スポーツセンター条例の一部を改正する条例	大阪府立稲スポーツセンターについて、現行の建物を他の施設に転用し、同一敷地内に新体育館を開設することから、新体育館、多目的室及び会議室の使用料を設定するとともに、既存規定の文言整理を行うなど、所要の改正を行う。 【施行予定期日】規則で定める日	障がい福祉室 生活基盤推進課
大阪府社会福祉施設設置条例の一部を改正する条例	1 大阪府立障がい者交流促進センターにおいて実施する障がい者に係るスポーツの指導者を養成するための講習の「受講料」を設定するなど、所要の改正を行う。 2 大阪府立女性自立支援センター（婦人保護施設）の「あゆみ寮」と「よしみ寮」を合併し、3寮体制から2寮体制に再編するため、所要の改正を行う。 【施行予定期日】 1については平成25年4月1日 2については平成26年4月1日	障がい福祉室 自立支援課 子ども室 家庭支援課
大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の附則で規定されている人員配置に係る経過措置を追加するため、所要の改正を行う。 【施行予定期日】平成25年4月1日	子ども室 子育て支援課
大阪府緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例	国の要領改正により、「住まい対策拡充等支援事業」の実施期間が平成25年度末まで1年間延長されるとともに、基金の使途に「福祉・介護人材確保緊急支援事業」が追加されたことに伴い、所要の改正を行う。 【施行予定期日】公布の日	地域福祉推進室 地域福祉課 社会援護課
大阪府介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例	国の要領改正により、事業実施期間が平成25年度末まで1年間延長されたことに伴い、所要の改正を行う。 【施行予定期日】公布の日	高齢介護室 介護支援課 介護事業者課
大阪府介護施設等開設支援臨時特例基金条例の一部を改正する条例	国の要領改正により、事業実施期間が平成25年度末まで1年間延長されたことに伴い、所要の改正を行う。 【施行予定期日】公布の日	高齢介護室 介護事業者課

<p>大阪府安心こども基金 条例の一部を改正する 条例</p>	<p>国において基金を積み増し、事業実施期限が1年間延長されるとともに、基金の使途に「子ども・子育て支援新制度の円滑な施行の準備」が追加されたことに伴い、所要の改正を行う。 【施行予定期日】 公布の日</p>	<p>子ども室 子育て支援課</p>
<p>大阪府子ども家庭センター設置条例の一部を改正する条例</p>	<p>中央子ども家庭センターにおいて虐待を受けた子どもに対する診療業務を行うことに伴い、当該業務に係る診療料等の設定など、所要の改正を行う。 【施行予定期日】 平成25年4月1日</p>	<p>子ども室 家庭支援課</p>
<p>大阪府国民健康保険都道府県特別調整交付金交付条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 国民健康保険法の改正（平成24年4月6日施行、平成24年4月1日適用。）により、都道府県調整交付金の割合を7%から9%に引き上げることとされたため、所要の改正を行う。 2 健康保険法施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令の改正（平成23年3月30日施行）により、都道府県調整交付金に係る老人保健制度に基づく拠出金等に係る経過措置期間が平成26年度まで3年間延長されたため、所要の改正を行う。 【施行予定期日】 公布の日</p>	<p>国民健康保険課</p>
<p>大阪府福祉行政事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 大阪版地方分権推進制度に基づき、知事の権限に属する事務のうち、下記諸法令に基づく認可や届出の受理等に関する事務について、希望する市町村に対し、同市町村の区域に係るものを移譲するため、所要の改正を行う。 ① 保育所・児童館の設置の認可等（児童福祉法第35条第3項等） ② 認可外保育施設からの届出の受理等（児童福祉法第59条第1項等） ③ 指定居宅サービス事業者の指定等（介護保険法第24条第1項等） 2 地方自治法施行令の改正により、社会福祉法等に基づく都道府県の権限（社会福祉法人の設立の認可等）を市へ移譲することとされたため、所要の改正を行う。 【施行予定期日】 1については平成25年4月1日、 平成25年10月1日 2については平成25年4月1日</p>	<p>子ども室 子育て支援課 子ども室 子育て支援課 高齢介護室 介護事業者課 地域福祉推進室 法人指導課</p>

3. 報告（1件）

件 名	概 要	所 管 課
母子寡婦福祉資金貸付金返還請求に関する訴えの提起の専決処分の件	<p>母子寡婦福祉資金貸付金返還請求に関する訴えの提起について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分にしたので、同条第 2 項の規定により報告する。</p> <p>件 数 8件 専決日 平成 25年 1 月 15日</p>	<p>子ども室 家庭支援課</p>